

国民保護共同訓練の実施について（滋賀県）

以下のとおり、国民保護共同訓練が予定されていますのでお知らせします。

○ 訓練実施日（予定）及び実施方式

都道府県	訓練実施日（予定）	訓練方式
滋賀県	1月30日（水）	図 上

資料提供

提供年月日:平成31年(2019年)1月23日
所属名:総合政策部 防災危機管理局 地震・危機管理室
担当名:危機管理・国民保護係
担当者名:福増、寺田
内線:7410
電話:077-528-3435
E-mail:as0005@pref.shiga.lg.jp

平成30年度滋賀県国民保護共同図上訓練の実施について

滋賀県では、下記のとおり関係機関と共同で、国民保護共同図上訓練を実施します。

1 日時

平成31年1月30日(水)13時から16時30分まで

2 場所

- (1)滋賀県危機管理センター 2階災害対策本部室 3階オペレーションルーム
- (2)東近江市役所 本庁舎新館3F 災害対策本部室

3 目的

国民保護法に基づき国、県、市および関係機関が一体となった共同図上訓練を実施することにより、緊急対処事態発生時の初動措置の確認や能力向上、緊急対処事態対策本部の機能や業務の確認および対応能力の向上、各関係機関相互の機能確認および連携強化を図るとともに、国民保護対応マニュアルを検証することを目的とする。

4 主な訓練項目

- (1)事態認定前の初動対処訓練
 - ①被災情報の収集・伝達
 - ②県市における対策本部の設置
 - ③各種応援要請(緊急消防援助隊および陸上自衛隊災害派遣要請等)
 - ④消防警戒区域等における避難措置
 - (2)緊急対処事態対策本部の設置運営訓練
 - ①緊急対処事態対策本部の設置、②法定通知等の伝達、③住民避難に関する連絡調整
 - ④病院の避難に関する調整 ⑤避難者への救援の実施に関する連絡調整
 - ⑥緊急対処事態対策本部員会議の開催
- ※ ⑥の本部員会議訓練(15時30分～16時)で、知事と東近江市長とのWeb会議を行います。

5 参加機関(順不同)

内閣官房、消防庁、陸上自衛隊第3戦車大隊、自衛隊滋賀地方協力本部、滋賀県、滋賀県警察本部、東近江警察署、東近江市、東近江行政組合消防本部、大津市消防局、西日本旅客鉄道株式会社京都支社、(一社)能登川地区まちづくり協議会、滋賀県内全市町および全消防本部(局)(情報伝達訓練に参加)

6 想定

1月30日13時、テロ撲滅国際会議の一環でシンポジウムが開催される東近江市能登川コミュニティセンターホールにおいて、化学剤が散布され、死傷者が多数発生する。その後、国際テロ組織「X」が犯行声明および犯行予告を発表。それにより付近を警戒していたところ、近隣のJR能登川駅前の不審車車両内で爆発物が発見される。